

## 第 96 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和 4 年 2 月 10 日（木） 15：00～15：25

場所 県庁本館 12 階大会議室

### 議題 1 「本県の現状について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

### 議題 2 「本県における今後の対応について」

#### 本部長発言

本県においては、1 月 21 日から 2 月 13 日までの間、まん延防止等重点措置区域となり、これまで県民の皆さま、事業者の皆さまのご理解、ご協力をいただき、各種の対策を行ってきたが、本日、国の基本的対処方針分科会での意見を踏まえ、政府対策本部において、本県を含む 1 都 12 県におけるまん延防止等重点措置の期間が、3 月 6 日（日）まで延長されることとなっている。

本県の感染状況については、新規感染者数が高止まりの状況にあり、高齢者や基礎疾患のある方々へ感染が徐々に広がっており、医療提供体制は依然として厳しい状況が続くものと思われ、まん延防止等重点措置の延長に伴い、引き続き、これまでの対策を継続することとなる。

県民の皆さま、事業者の皆さまには、長期間にわたりご負担をおかけすることになり、申し訳ないが、引き続きご理解、ご協力をお願いする。

まん延防止等重点措置の対策等の内容については、**資料 2-2**のとおりであり、本県のまん延防止等重点措置については、実施期間が 3 週間延長され、3 月 6 日（日）までとなる。

措置区域については、引き続き、県下全域とし、現在の県の対策期である「感染拡大防止対策期」についても、3 月 6 日まで延長する。

次に、飲食店への営業時間短縮の第 10 次要請についてである。

飲食事業者の皆さまには、現在、2 月 13 日まで、営業時間短縮を要請しているが、多くの皆さまにご協力いただいております、御礼申し上げます。

今回、重点措置の延長を受け、県下全域において、夜間営業している飲食店、喫茶店に対し、再度、特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づく時短要請をさせていただきます。

対象となる事業者の皆さまには、時短要請の一層の延長となり、大変なご負担、ご迷惑をおかけすることになるが、何卒ご理解とご協力をいただくよう、お願い申し上げます。

要請内容は、現在の第 9 次要請と同様であり、かがわ安心飲食店認証制度の「認証店」については、営業時間を午後 9 時まで、酒類の提供は午後 8 時までとしていただくか、営業時間を午後 8 時まで、酒類の提供は客の店内持込みを含め行わないこととしていただくかのどちらかを選択していただくことを可能としており、今回の第 10 次要請の期間についても、再度、選択していただくことになる。

非認証店については、営業時間は午後8時まで、酒類の提供は、客の店内持込みも含め行わないようお願いする。

あわせて、特措法第24条第9項に基づき、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請する。ただし、認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した場合は除く。

第10次要請の全期間（2月14日から3月6日まで）を通して、当該要請に全面的にご協力いただいた飲食店は、協力金をお支払いする対象となる。

なお、深夜営業をされている店舗について、2月14日（月）午前0時から午前5時までの間に営業した場合は、協力金の支払い要件を満たさないので、注意されたい。

今回の第10次営業時間短縮協力金については、昨年の第2次以降の協力金と同様に、「売上高方式」の場合、前年度または前々年度の一日当たりの売上高に応じた算定となるが、認証店のうち、営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午後8時までとしていただいた場合は、一日当たり2万5千円から最大7万5千円までとなり、営業時間を午後8時まで、酒類の提供を行わない取扱いとした場合は、一日当たり3万円から最大10万円までとなる。

また、非認証店の場合には、営業時間を午後8時まで、酒類の提供を行わない取扱いとしていただく必要があり、この場合「売上高方式」の協力金は、一日当たり3万円から最大10万円までとなる。

大企業の場合は、前年度または前々年度からの売上高の減少額に応じて協力金を算定する「売上高減少額方式」となる。

なお、中小企業・個人事業主は、「売上高方式」か「売上高減少額方式」のいずれかを選択することが可能である。

認証店については、時短営業の内容を選択制としているので、今回の第10次の要請期間を通じて選択された時短営業の内容に対応する方法に固定して、協力金の額を計算することになる。

中小企業・個人事業主の皆さまに限り、これまで（第1次～第8次）の営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も2月14日から3月6日までの間、営業時間の短縮要請に全面的にご協力いただける飲食店の皆さまへ、協力金の一部を早期にお支払いする制度を設ける。

制度詳細は、現在検討中につき、申請受付開始日を含め、3月上旬に公表したい。

飲食事業者の皆さまのご理解とご協力をお願いする。

なお、関連予算については、2月議会定例会で提案する方向で調整することとしている。

次に、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策についてである。

**資料2-3**のとおり、国の基本的対処方針において、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策が盛り込まれることとなったので、本県においても、特措法第24条第9項に基づき、次の内容について、県民の皆さま、事業者の皆さまにご協力をお願いする。

1つ目は、県民の皆さまへのお願いである。

- 基本的な感染対策の徹底に加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底する。
- 家庭内においても室内を定期的に換気するとともに、こまめに手洗いをを行う。
- お子さまの感染防止策を徹底するとともに、ご高齢の方や基礎疾患のある方は、いつも会う人と少人数で会うなど、感染リスクを減らす取組みを行う。

2つ目は、保育所や認定こども園、放課後児童クラブなどへのお願いである。

- 保育所等が果たす社会的機能を維持するため、原則開所する。
- 医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持する取組みを行う。
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げないように対応する。
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛する。
- 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨めるが、2歳未満児のマスク着用は奨めることはせず、低年齢のお子さまについては特に慎重に対応する。

具体的には、

- ・マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させる必要はないこと。
- ・一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用につなげること。

3つ目は、高齢者施設等へのお願いである。

- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開けなど「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底する。
- 面会者からの感染を防ぐため、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討し、通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底する。

最後に、事業者の皆さまへのお願いである。

- 業務継続の観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用などによる出勤者数の削減目標を前倒しで設定する。

次に、まん延防止等重点措置の対応状況等についてである。

**資料2-4**のとおり、飲食店への営業時間短縮等の要請を踏まえた巡回（見回り）の実施状況について、1月21日から2月8日までの巡回店舗数は、昼間の感染対策の実施状況の確認が1,778店舗、夜間の時短営業の実施状況の把握が4,497店舗となっている。

時短要請に応じていないと見受けられる飲食店への対応について、実地調査により営業実態の

確認を行った店舗数は、2月8日現在で38店舗となっており、正当な理由がなく要請に応じていただけない場合は、弁明の機会の付与等の手続きを経て、期間内に、文書による命令等、特措法に基づく適切な措置を講じる。

飲食店の営業時間短縮協力金コールセンターの問い合わせの状況については、飲食店への営業時間短縮等の協力要請を行った1月21日以降、問い合わせは783件あった。

人流のデータについては、飲食店の時短が開始された1月21日以降、特に夜間の歓楽街の人出について顕著な減少傾向が見られ、人と人とが接触する機会が減少しているものと考えられる。

次に、重点措置の期間中におけるイベント等の開催に係る留意事項についてである。

詳細は資料2-5のとおりであり、内容は変更なく、適用期間を3月6日まで延長している。

最後に、まん延防止等重点措置の延長に当たり、資料2-1のとおり、県民の皆さまにメッセージをお伝えしたい。

全国的に、感染力が非常に強いオミクロン株が猛威を振るう中、本県においても感染が急拡大し、医療提供体制への影響が懸念されたため、1月21日（金）から2月13日（日）までの間、まん延防止等重点措置が適用され、現在、県下全域を措置区域として感染防止対策の強化を図っている。

しかしながら、全国と同様に、香川県においても依然として感染拡大が続いており、2月2日（水）には、416人と過去最多を大幅に超える新規感染者が発生し、高松市や中讃地域を中心に、家庭だけではなく職場や学校などにおいても感染が広がっている。

感染の中心は若年層であるが、高齢者や基礎疾患のある方々へ感染が徐々に広がっており、それにより感染者の重症化が進むと、保健所の負担がさらに大きくなるとともに、医療提供体制がひっ迫し、医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、医療従事者が不足する事態となるなど、通常医療や救急医療にも大きな影響が生じるおそれがある。

介護施設や保育所等においてクラスターが発生していることや、病床についても、確保病床使用率が40%超となるなどの事態を踏まえれば、現時点において、今月13日までのまん延防止等重点措置を解除して対策を緩める状況にはなく、期間を延長して、引き続き、飲食店の営業時間短縮要請により、人流の抑制を図るとともに、家族・親族間の感染を通じた高齢層への広がりを可能な限り抑えることを強く呼びかける必要があると考え、2月8日、国に対し、まん延防止等重点措置の延長を要請した。

県民の皆さまには、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないように、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「不織布マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策の徹底に加えて、特に、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策として、飲食は、なるべく少人数で黙食を基本としていただき、会話をする際にはマスクの着用を徹底していただくとともに、家庭内においても、定期的な換気やこまめな手洗いの徹底をお願いする。

また、お子さまへの感染防止策の徹底に加え、重症化リスクの高いご高齢の方や基礎疾患のある方については、いつも会う人と少人数で会うなど、感染リスクを減らす取組みをお願いします。

事業者の皆さまには、業種別ガイドラインの遵守の徹底や、事業継続計画の再確認、策定、テレワーク等の活用などについて、改めてお願いするとともに、特に、飲食事業者の皆さまには、長期間、これまで以上にご負担をおかけすることになるが、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、ワクチンの追加接種（3回目）について、武田／モデルナ社ワクチンは供給も多く、ファイザー社ワクチンと同様に、発症や重症化を予防する効果が確認されているので、希望される方は早めに予約、接種をお願いします。

まん延防止等重点措置の延長については、本日開催される政府対策本部において決定されることとなっており、本県における危機的な状況を一刻も早く食い止め、感染の拡大を極力抑えるとともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康、暮らしを守れるよう全力で取り組んでいくので、ご理解、ご協力をお願いします。

### 議題3「その他」

#### 交流推進部長から資料に沿って説明

（「新うどん県泊まってかがわ割」の助成停止期間の延長について）

#### 教育長から資料に沿って説明

（学校における対応について）

#### 本部長発言

各部局においては、引き続き、新型コロナウイルスの対応について、県民の皆さまの安全・安心の確保を図るため、連携して対応にあたっていただきたい。